

市川市地球温暖化対策実行計画について

1. 各計画の策定根拠

計画名	法律、条文	概要
市川市地球温暖化対策 実行計画（区域施策編）	地球温暖化対策推進法 第21条第4項	区域の温室効果ガス排出量の削減等 の計画（努力義務）
市川市気候変動適応計画	気候変動適応法 第12条	区域の気候変動適応に関する施策の 推進の計画（努力義務）
市川市地球温暖化対策 実行計画（事務事業編）	地球温暖化対策推進法 第21条第1項	市の事務事業の温室効果ガス排出量 の削減等の計画（義務）
市川市地域エネルギー計画	（任意計画）	エネルギーの地産地消や再生可能エ ネルギーの利用促進の計画（任意）

2. これまでの経緯

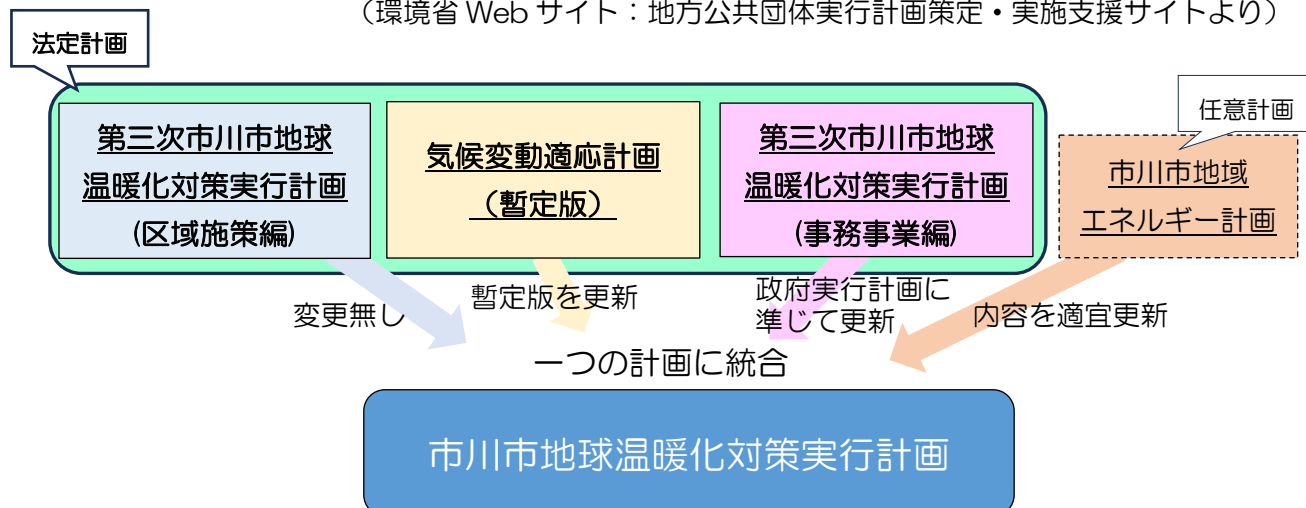
計画名	計画期間（年度）																		
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
市川市地球温暖化対策 実行計画(区域施策編)	推進プラン（H21～）			第一次（H28～）							第二次（R3～）		第三次（R7～）						
市川市気候変動適応計画												暫定版（R6～）							
市川市地球温暖化対策 実行計画(事務事業編)	第一次（H18～）、第二次（H25～）							第三次（R3～）											
市川市地域エネルギー計画										（R3～）									

3. 計画の統合

【統合に関する環境省の見解】

- ・区域施策編と事務事業編を統合することは問題無し
- ・両計画を一体的に推進していく観点から見ると、計画の一本化を推奨
- ・政策分野が類似しており、関連が深いと考えられる計画なども、一体策定を推奨

（環境省 Web サイト：地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトより）



【計画統合に関する各計画の主な更新内容】

区域施策編

項 目	更新内容	該当箇所
概要版	「2030 年に向けた CO ₂ 排出量 50%削減ロードマップ」の取り込み	P9

気候変動適応計画

項 目	更新内容	該当箇所
健 康	熱中症対策マニュアルの作成を追記	P11

事務事業編

項 目	更新内容	該当箇所
計画目標年度	「短期目標（2025 年度）、中期目標（2030 年度）」から、「目標年度（2030 年度）」へ更新（2030 年度の削減目標は 50%削減から変更なし）	P13
重点項目	2030 年度までの目標数値等を記載（政府実行計画に準じた目標） ・新築建築物の平均で ZEB Ready 相当 ・代替可能な公用車を全て電動車 ・LED照明導入割合を 100% ・設置可能な建築物の約 50%に太陽光発電設備を設置 ・60%以上のクリーン電力の調達	P13

地域エネルギー計画

項 目	更新内容	該当箇所
公共施設の再エネ導入率	再エネ導入率 100%、地産電力導入率 90%を、「60%以上のクリーン電力の調達」として事務事業編に記載	P13
公共施設の地産電力導入率		
自治体新電力事業	2025 年 1 月に地域新電力会社を設立したことから、設立後の廃棄物発電の運用を記載	P5、13
廃棄物発電	廃棄物発電の効率的利用として記載	P5、13
太陽光発電設備 及び蓄電設備	PPA による公共施設の設置等を記載	P13
EV カーシェアリング	公用車の EV 導入を記載 カーシェアリングは実現性を踏まえ、記載見送り	P13
・木質バイオマス利用 ・VPP 事業 ・マイクログリッド事業 ・燃料電池 ・生ごみバイオガス発電	実現性を踏まえ、記載見送り	—

4. 統合した計画の構成（案）

第 1 章：計画策定の背景・・・各計画の共通事項（温暖化のメカニズム等）

第 2 章：区域施策編・・・・・・実行計画区域施策編の内容

第 3 章：適応編・・・・・・気候変動適応計画の内容

第 4 章：事務事業編・・・・・・実行計画事務事業編の内容

資料編